

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 4 | 個人住民税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南魚沼市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南魚沼市長

公表日

令和7年6月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税関連事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報、及び、その他社会保障に係る各種照会情報に基づき、住民税額を計算し、賦課する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④所得証明書等の出力 |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、申告相談システム、地方税電子申告支援サービス、統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 賦課情報ファイル、申告情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表 第24項 地方税法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (主務省令第2条表における情報提供の根拠) : 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160の項 (主務省令第2条表における情報照会の根拠) : 48の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民生活部 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 申請者からマイナンバーの提供を受けているが、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の記載がある文書の保管・廃棄は厳重に行っている。 |

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

・南魚沼市特定個人情報の取扱いに関する管理規定及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・棄損を防ぐための措置を実施している。

・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管している。

・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、複数人で確認している。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-------------|
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 税務課長 宮田 篤 | 税務課長 梶山 伸也 | 事後 | |
| 平成29年1月26日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) | (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 税務課長 梶山 伸也 | 税務課長 関 浩二 | 事後 | |
| 平成30年5月21日 | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 税務課長 関 浩二 | 税務課長 | 事後 | 規則改正による様式変更 |
| 平成30年9月7日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) (別表第二における情報照会の根拠):(27項) | 番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) (情報照会の根拠):(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の 2,23,24,25,26の 3,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の 4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2の各条) (情報照会の根拠):(20条) | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | IV リスク対策 | | 新規追加 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番16 地方税法 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第3項 | 番号法第9条第1項 別表第一 第16項 地 方税法 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第3項 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) : (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37 ,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119項) (情報照会の根拠) : (27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) : (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の 2,23,24,25,26の 3,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の 4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2の各条) (情報照会の根拠) : (20条) | 番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) : (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35 ,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120項) (情報照会の根拠) : (27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) : (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の 3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43 の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3の 各条) (情報照会の根拠) : (20条) | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成26年12月1日時点 | 令和2年1月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和4年3月29日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) (情報照会の根拠): (27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の 3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3の各条) (情報照会の根拠): (20条)</p> | <p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) (情報照会の根拠): (27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の 3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の 2,40,43,43の3,43の4,44,44の3,45,47,49,49の 2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4の各条) (情報照会の根拠): (20条)</p> | 事後 | |
| 令和7年3月19日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) (情報照会の根拠): (27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠): (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の 3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の 2,40,43,43の3,43の4,44,44の3,45,47,49,49の 2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4の各条) (情報照会の根拠): (20条)</p> | <p>番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>(主務省令第2条表における情報提供の根拠): 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160の項</p> <p>(主務省令第2条表における情報照会の根拠): 48の項</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和7年3月19日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第16項 地方税法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第3項 | 番号法第9条第1項 別表 第24項 地方税法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第2項 | 事後 | |
| 令和7年3月19日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和7年3月19日 | IV リスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策 | | 新規追加 | 事後 | |